

令和5年10月24日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する、  
共有船舶建造申込に係る簡易公募型プロポーザル  
評価基準

瀬戸内町

瀬戸内町が運航する与路～古仁屋航路（許可番号九州第1088号）に使用する貨客船を、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）と共同で建造するための申し込みに必要な造船所及び建造申込価格を決定するための評価基準を以下のように定めます。

1 基本事項

次の事項について有無を確認し、プロポーザルへの参加資格が無いと判断した場合は、評価の対象外とします。

- (1) 参加資格
- (2) 基本性能が要求水準に達していること

2 評価事項

以下の基準に従い評価を実施します。

(1) プロポーザルの評価の対象となる事項

- ア 建造価格
- イ 性能
- ウ 性能を達するために用いた技術
  - (ア) 構造の単純さ
  - (イ) 汎用性
  - (ウ) 許容範囲
- エ 設計担当者の理解度及び提案能力
- オ 収益性

(2) 評価内容

- ア 建造価格は想定設備に対する価格を評価します。
- イ 性能は要求性能を満たすことを最低基準とし、許容値の大きさを評価します。
- ウ 性能を達するために用いた技術
  - (ア) 構造の単純さを評価します。
  - (イ) メンテナンスの簡便さを評価します。
  - (ウ) 検証された在来技術については信頼性を評価しますが、新規技術についても、機能についての許容範囲をもって評価します。
- エ 別添「基本計画書」の内容に対する理解度、問題点の指摘能力及び問題点の解決手段の提案について評価します。
- オ 収益性を評価します。

### (3) 評価方法

- ア 参加資格等に関する書類による 1 次審査
- イ 1 次審査に合格した参加資格者に対する 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
- ウ 上記審査を経て特定します。

### (4) 評価基準

次の評価基準により評価します。

大分類	配分
建造予定価格	25/100
船舶性能	20/100
安全性能	20/100
保守点検性能	10/100
利便性	15/100
収益性	10/100

### (5) 特記事項

- ア 旅客の安全及び運航の安全等、安全にかかる技術提案については特に評価します。
- イ 保守管理上の簡便性にかかる技術提案については特に評価します。
- ウ 旅客及び船員の使用に関する利便性（バリアフリー含む）にかかる技術提案については特に評価します。
- エ 収益性にかかる技術提案については特に評価します。